

令和 6 年第 4 回
河内町議会定例会会議録 第 2 号

令和 6 年 1 2 月 1 3 日 午前 1 0 時 0 0 分開議

1. 出席議員 10 名

1 番	山 本 豊 君	2 番	高 橋 利 彰 君
3 番	諸 岡 周 示 君	4 番	高 橋 稔 君
5 番	小 更 雅 之 君	6 番	服 部 隆 君
7 番	牧 山 龍 雄 君	8 番	星 野 初 英 君
9 番	大 野 佳 美 君	10 番	宮 本 秀 樹 君

1. 欠席議員

な し

1. 出席説明員

町 長	野 澤 良 治 君
総 務 課 長	北 澤 雅 志 君
企 画 財 政 課 長	伊 藤 英 樹 君
秘 書 広 聴 課 長	小 島 孝 裕 君
ま ち づ く り 推 進 課 長	坂 本 紀 幸 君
生 活 環 境 課 長	香 取 秀 一 君
農 政 課 長	寺 崎 光 則 君
教 育 長	鈴 木 裕 之 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	足 立 誠 君
町 民 課 長	福 田 誠 一 君
福 祉 課 長	仲 代 直 人 君
都 市 整 備 課 長	吉 田 茂 久 君
上 下 水 道 課 長	石 山 茂 樹 君
会 計 課 長	山 田 さ つ き 君
税 務 課 長	松 川 浩 之 君

1. 出席事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 山 哲 也 君
-------------	-----------

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和6年12月13日（金曜日）

午前10時00分開議

議事日程

日程1. 一般質問

日程2. 議案第1号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び河内町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程3. 議案第2号 河内町東共同利用施設「つつみ会館」の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

日程4. 議案第3号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

日程5. 議案第4号 令和6年度河内町一般会計補正予算（第6号）

日程6. 議案第5号 令和6年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程7. 議案第6号 令和6年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程8. 議案第7号 令和6年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）

日程9. 議案第8号 河内町農業委員会委員の任命について

日程10. 議案第9号 河内町農業委員会委員の任命について

日程11. 議案第10号 河内町農業委員会委員の任命について

日程12. 議案第11号 河内町農業委員会委員の任命について

日程13. 議案第12号 河内町農業委員会委員の任命について

日程14. 議案第13号 河内町農業委員会委員の任命について

日程15. 議案第14号 河内町農業委員会委員の任命について

日程16. 議案第15号 河内町農業委員会委員の任命について

日程17. 議案第16号 河内町農業委員会委員の任命について

日程18. 議案第17号 河内町農業委員会委員の任命について

日程19. 議案第18号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程20. 議案第19号 河内町中央公民館建設工事変更請負契約について

日程21. 閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 一般質問

日程2. 議案第1号

日程3. 議案第2号

日程 4. 議案第 3 号
日程 5. 議案第 4 号
日程 6. 議案第 5 号
日程 7. 議案第 6 号
日程 8. 議案第 7 号
日程 9. 議案第 8 号
日程10. 議案第 9 号
日程11. 議案第10号
日程12. 議案第11号
日程13. 議案第12号
日程14. 議案第13号
日程15. 議案第14号
日程16. 議案第15号
日程17. 議案第16号
日程18. 議案第17号
日程19. 議案第18号
日程20. 議案第19号
日程21. 閉会中の所管事務調査の件

午前 1 0 時 0 0 分開議

○議長（高橋 稔君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでございます。

また、表決は全て採決システムにて行いますので、御了承くださるようお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 日程 1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

行政区について、高齢者対策については、3 番諸岡周示議員からの質問です。

子宮頸がん予防の仕組みづくりについて、窓口サービス向上について、5 歳児健診については、8 番星野初英議員からの質問です。

新庁舎建設については、1 番山本 豊議員からの質問です。

地域経済の活性化事業の取組みについては、私、高橋 稔からの質問です。

初めに、3 番諸岡周示議員、登壇願います。

〔3番諸岡周示君登壇〕

○3番（諸岡周示君） 皆さんおはようございます。3番諸岡周示です。毎回質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。また、今回は1番目の質問者として、大変うれしく思っております。

真夏の暑さがうそのように過ぎ去りまして、秋という秋がなく急に冬の寒さがやってきた感じの今日この頃でございますけれども、町にはイルミネーションの輝きが増し、町内外の来場者も駐車場が毎日満車で、交流人口を増やすためにもよい施策ではないかと考えます。しかしながら、定住促進につながる何か得策はないかと、常日頃思うところもあります。

さて、今回の質問ですけれども、一つ目に、行政区の再編について質問をいたします。昨年、1年前に質問をしましたが、意向調査を実施していると聞いていますが、その後どのようにになっているのか、それを含めて質問をいたします。

二つ目ですけれども、高齢者が増えている中で、認知症の問題が全国的に取上げられています。また、人口減少や高齢化が進む中で、公共交通など公共ライドシェアについてお尋ねをいたします。

担当課長及び野澤町長には、丁寧な答弁をお願いします。詳細は自席にていたしますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） まず初めに、行政区の再編について質問をいたします。

少子高齢化が進む中で、昨年も、先ほど言いましたように、行政区の意向調査が実施されたというようなことがありますけれども、その結果と、また変更して実施されたことがあればお尋ねしたいと思っておりますけれども、担当課長にお尋ねします。

○議長（高橋 稔君） 北澤総務課長。

○総務課長（北澤雅志君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

河内町における行政区、河内町区設置規則で設置及び運営について定められておりまして、現在71、令和6年4月1日現在の区が設置されているところでございます。

一昨年前にアンケートを行ったことも踏まえまして、その辺の内容をちょっと説明したいと思っております。まず、地区別なんですけれども、生板地区では28区、源清田地区は20区、長竿地区が11区、金江津地区が12区となっており、各区の戸数は、三ツ家地区の8戸から上金江津地区の230戸と大小の異なる状況となっております。特に、生板地区や源清田地区におきましては、比較的小規模の区が設置されているところでございます。このような中、少子高齢化等の影響による人口の減少に伴い、区長の交代や区の運営などにおいて様々な課題が出てきているとお話も伺っております。

こうした状況を踏まえまして、御質問にあります、令和4年9月に区の統合における意向調査を実施いたしました。この意向調査の結果ですが、区の統合が必要と回答した区が

11区、必要ないと回答した区が61区となっております。意向調査の結果も踏まえ、統合が必要と回答した区のうち、2か所の区で協議が整い、今年4月に統合したところでございます。今年5月に開催した区長会議におきましても、区の統合について相談等含めまして、将来的な統合に向けた検討をいただけるよう、こちらからもお願いしたところであります。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） 今、総務課長が区長会の中で今後の検討をお願いしたということなのですが、具体的な対応、そしてますます人口減少が進んでおり、行政区の構造が変わってきていると思いますので、様々な課題への対応が必要と考えますけれども、再度その辺はどのように考えているのか、総務課長にお尋ねします。

○議長（高橋 稔君） 北澤総務課長。

○総務課長（北澤雅志君） 御質問にお答えいたします。

今後の対応につきまして、特に統合が必要と回答されている区だけでなく、現状では統合の必要はないと回答されている区につきましても引き続き検討いただけるよう、区長引継ぎのタイミング等も含めましてお願いしていきたいと考えております。

また、今後5年、10年後と地域構造も大きく変化していくと考えられる中で、将来的に行政と各行政区との関わりにおいても、様々な課題、それからそれら課題への対応が求められていくと考えております。先月開催いたしました区長会議におきましても、町道整備などのインフラ整備に対する要望のほか、毎月の回覧の配布方法についても電子化にすることはできないかというような要望もあったところでございます。

これらを踏まえまして、それぞれの地域の実情などもあることとは思いますが、区の統合、再編はもとより、その他どのような課題や要望があるのか。また、それらを把握し、未然にどのような施策の必要があるのかを把握する上でも、区長会議や意向調査等を通して将来を見据えて、情報の収集等に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） ますます人口が減っているということなので、いろいろな様々な課題があると思いますけれども、今後ともよろしくお願いします。

続いて、高齢者対策について質問をいたします。

この間、ヒアリングの中で、高齢者が、私も65歳過ぎましたがけれども、町の65歳以上の方々が41%にまでなってきたというようなところで、また私も車の運転免許証持っていますがけれども、75歳になると車の免許更新時に認知症の機能検査があるということも、交通安全協会のほうにお尋ねしましたら、やるというようなことで、町ではその辺の認知症における対策、今現在どのようなことを実施されているのか、担当課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 仲代福祉課長。

○福祉課長（仲代直人君） 諸岡議員の御質問にお答えします。

初めに、諸岡議員からもありましたが、河内町における令和５年度末の高齢化率は茨城県内でも上位に位置し、40%を超え、41.1%となっております。

そうした中、認知症に関する事業についての御質問ですが、認知症とは様々な脳の病気により脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、認知機能、記憶、判断力などが低下して、社会生活に支障を来した状態を言います。

また、認知症の前段階と考えられている軽度認知障害（MCI）とは、認知機能に関して低下を感じている、同じ年代の人と比べて認知レベルが低下している、しかし日常生活を基本的には正常に送ることができるという状態を指します。こうしたMCIの方全員が、必ず認知症になってしまうわけではありません。医療機関でMCIと診断された方が認知症になるのは１年で１割程度、そのほかの人はMCIレベルにとどまる人と年相応の正常レベルに回復する方もいると言われております。

このような中、福祉課では認知症に関する事業を各種実施しており、令和５年度の主な事業について御紹介いたします。

初めに、認知症サポーター養成講座、認知症サポーター・ステップアップ講座を、町民対象に毎年開催しております。内容は、認知症を正しく理解し、認知症の方やその御家族を地域で見守り、支えるサポーターを養成する事業となっており、10名の参加がありました。ステップアップ講座については、認知症サポーター養成講座を受講した方がさらに認知症の知識や理解をより深めてもらい、認知症事業のボランティアとして協力いただける方を増やすことを目的としており、２日間の開催で21名の参加がありました。

次に、脳と体いきいき教室です。この事業は、介護予防、認知症予防を目的とした教室で、内容は認知症予防に効果がある20課題、例えば何かをしながらもう一つの動きをするといった運動を取り入れた教室で、脳と体を一緒に使いながら脳活性化を行うプログラムです。福祉センターとつつみ会館でそれぞれ20回開催し、延べ約700名の参加がありました。

それから、シルバーリハビリ体操教室があり、各地区の集会所や施設慰問など16か所の会場で、指導者の資格を持つ町民が高齢者を対象に体操を指導しております。この体操は茨城県が介護予防に推奨しており、運動や会場へ出向く社会参加により認知症の予防にもつながっております。参加者は延べ約1,700名でございます。

介護施設では認知症予防カフェを開催しており、昨年度は二つの施設で合計９回、毎回20名、約延べ200名の参加があり、病院等から作業療法士、看護師、栄養士、薬剤師等の専門職から認知症の予防に関する講話をいただき、その後、飲物などを飲みながら談笑することにより認知症の予防にもつながり、さらにその場で認知症に関する相談もできることから、早期の発見や治療につなげやすいことも、この事業の特徴です。

また、最後に、軽度認知症（MCI）のパフレットをこれまで回覧しておりましたが、来年度は全戸配布の予定でございます。

以上のとおり、福祉課では認知症に係る事業を展開しております。認知症に心配がある場合については、まず事業に参加していただき、認知症への理解や対応、御自身で体を動かすことによる認知症予防、介護施設で実施の認知症予防カフェでは認知症の相談などができる機会を提供しており、それぞれの状況に応じて認知症に関する事業に参加いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） 町では随分いろいろな事業やられていますけれども、私いろいろなところを調べさせていただいたら、愛知県大府町というところでは65歳以上の市民の皆様に医療機関へ検診をする際、年に1回ですけれども、無料で行われているというようなことがあります。検診の内容は、問診による認知症の機能、そして生活機能の検査ということですが、福祉課長が先ほど41%、65歳以上あるということなので、この近隣でも先駆けてそういう施策への前向きな検討はできないものか、再度、担当課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 仲代福祉課長。

○福祉課長（仲代直人君） 諸岡議員の御質問にお答えします。

認知症診断の自己負担金助成についての御質問ですが、認知症判断については、簡易的な検査からMRI診断など様々と言われており、そのため自己負担額にも差が生じてまいります。

なお、冒頭でも申し上げましたが、認知症は病気であり、診断には健康保険が適用され、保険給付と自己負担のバランスも考えられますので、現時点での自己負担金の助成は考えておりません。しかしながら、高齢化がさらに加速し、今後、状況が変化した際は、先進事例なども参考として近隣自治体の状況を確認しながら、調査研究を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） 大分、私も含めて、少しかかっているような感じもしないでもありませんので、再度御検討のほどお願いしたいと思います。

次に、町では今現在、高齢者福祉タクシーや福祉有償運送サービス、様々な町民の皆様に交通手段として事業を実施しているのは承知していますけれども、昨年もこのことは質問していますが、再度、現在の稼働率ですね。

それと、高齢者じゃないんですけれども、町には小さいお子さんを持って免許を取得していない方、いわゆる交通弱者ですか、その方もいますので、助成額の上乗せの検討もでき

ないものか、その辺を担当課長にちょっとお願いしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 仲代福祉課長。

○福祉課長（仲代直人君） 諸岡議員の御質問にお答えします。

まず初めに、交通ライドシェアについて……。

○3番（諸岡周示君） ライドシェアは、私言ってない。

○福祉課長（仲代直人君） 申し訳ありません。

まず、御質問にありました、福祉有償等の事業について御説明申し上げます。

福祉課では現在、福祉有償運送の事業を実施しております。9月の議会でも答弁させていただいておりますが、福祉有償運送サービス事業によりまして、対象の障害者手帳をお持ちの方や介護認定を受けている方に対して、病院やレジャー等の送迎を行う事業として社会福祉協議会で行っております。

令和5年度の実績を申し上げますと年間727回、1か月で約60回稼働しておりまして、1日当たり約3回の乗車があります。なお、1回のカウントは片道のカウントとなっており、1日当たり3回の利用ということは1日当たり福祉有償運送車両3台中1台から2台が利用されているということになりまして、稼働率も60%を超え、高くなっていると考えられます。

次に、高齢者福祉タクシーについての御質問ですが、福祉課において交通弱者対策として以前からありますが、高齢者タクシー事業を実施しております。現在のところ、対象は70歳以上で免許をお持ちでない方、何らかの理由で自動車を利用できない方について、1か月6回まで、1回当たり最大1,500円の助成をしております。令和5年度においては、前年度、令和4年度と比較いたしまして137回増の525回の利用があり、利用者が増加しております。今後、本事業については、さらに利用者の利便性の向上を図るため、来年度より上限額の改定に向けて検討してまいります。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） 上乘せの検討していただけるということで、よろしくお願いします。

先ほど、福祉課長のほうから公共ライドシェアの話出ましたけれども、交通空白地有償運送サービスということですが、私は議員活動をしている中で必ずいろいろ回ってくると、交通の便が悪くてねとたくさんの皆様から言われます。

そのようなことを踏まえて、今後この公共ライドシェア、その検討はしてはどうかと思いますけれども、その辺をまず担当課長に質問して、最後に野澤町長の答弁を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 稔君） 仲代福祉課長。

○福祉課長（仲代直人君） 諸岡議員の御質問にお答えします。

国土交通省によりますと、バス事業やタクシー事業によって交通手段を確保することが困難な場合、市町村やNPO法人が自家用車を利用して提供する有償旅客運送を公共ライドシェアと呼んでおり、省令について交通空白地有償運送と福祉有償運送の二つを規定しております。

先ほども申し上げましたが、福祉課においては福祉有償運送について実施しており、現在もう一方の交通空白地有償運送については、実際導入しておりません。こちらの場合には、町民全体が対象となると考えられまして、役場内の関係各課、また関係各所との協議が必要になると考えております。

このようなことから、現在福祉課においては福祉有償運送サービス及び高齢者タクシー事業を実施しているため、その他の公共ライドシェアに関するサービス提供については現時点では考えておりません。しかしながら、今後状況に応じて、地域の移動手段の確保対策に関し協議が必要な場合には、関係各課と調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 諸岡議員の質問にお答えします。

ただいまの福祉課長からも答弁があったと思いますけれども、やはり今後ますます高齢者が増え、高齢化率も上がるということが予想はされております。

交通手段は非常に大事だというふうに思っておりますので、目的や利用回数、そして利用者数などをこれから調査しながら、必要に応じて検討していきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） 町長のお言葉いただきましたので、今後、再度検討をお願いしたいと思います。

最後ですけれども、私も含めて、魅力ある、そして持続可能なまちづくりに一丸となって活動していくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 稔君） 次に、8番星野初英議員、登壇願います。

〔8番星野初英君登壇〕

○8番（星野初英君） 皆様おはようございます。8番星野初英でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。また、本日は寒い中、傍聴に足を運んでいただき、ありがとうございます。

今回は、3項目について質問いたします。一つ、子宮頸がん予防の仕組みづくりについて、2、窓口サービス向上について、3、5歳児健診についてでございます。

今回の質問も、主に予防医学の観点から前もって病気の予防をすることで、医療費を抑えることもできます。当然、病気の方が増えれば医療費が増えますので、国民健康保険、介護保険に影響いたします。

詳細は自席にて質問いたしますので、住民の方が健康で長生きをするためにも、担当課長と町長の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） 私の近くに子宮頸がんになり、また現在も治療中の方もおります。どんな病気もそうですが、本当に罹患すると、本人は当然ですが、家族の方も大変な思いをいたします。女性、男性を問わず、将来、唯一防げるがん対策として、今回もHPVワクチンの質問をさせていただきます。将来、河内町で育った子供たちが健康な体を維持していけるように、これからもこのHPVワクチンについて質問をしてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

今回は、河内町の将来に向けた子宮頸がん予防の仕組みづくりといたしまして、HPVワクチンの本年度の定期接種及びキャッチアップ接種の対応と、令和7年度以降の定期接種対象者への接種率向上の取組についてお聞きしたいと思います。

令和6年度は、高校1年生及びキャッチアップ対象者の合計12学年分の方全員が無料接種を終了することで、国も自治体に対して、高校1年生及びキャッチアップ対象者への周知の強化と複数回による通知による勧奨を指示してきました。さらに、自治体だけでなく、国、医師、一般の学生、マスコミ等、大変多くの方から今年度が無料接種の最終年との接種の呼びかけがあり、期間間近になった夏頃には駆け込み接種がかなり増えているという報道もございました。しかし、そのような後押しや駆け込み接種があっても接種率の改善は十分とは言えず、このままキャッチアップ接種を終了することを問題視する声もお聞きいたします。

エムスリー総合研究所が発表した国内の接種率データによると、当初、国の推奨で接種された世代の方、現在では25歳から27歳の女性の接種率は84.1%と高い水準ですが、積極的勧奨が行われなくなった世代、現在の17歳から24歳については接種率が35%にとどまっております。約320万人が未接種の状況にあると公表されております。

そこでお伺いいたします。初めに、河内町のキャッチアップ接種対象者、平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの方の直近の接種率の現状を、福田課長、お聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 福田町民課長。

○町民課長（福田誠一君） 星野議員の御質問にお答えいたします。

キャッチアップ接種対象者の現状につきましては、対象者が302人、ワクチン接種を受けられた方が113人、接種率が37.4%。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） ありがとうございます。

次に、令和6年度の高校1年生の直近の接種率についてもお聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 福田町民課長。

○町民課長（福田誠一君） 御質問にお答えいたします。

令和6年度の高校1年生のワクチン接種の現状ですが、対象者が29人、接種を受けられた方が10人、接種率が34.5%。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） ありがとうございます。

続きまして、今お聞きしました対象者の方々には数回通知をされていると思いますが、キャッチアップ対象者、そして令和6年度の高校1年生についても、具体的にどの程度通知をされたのかをお聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 福田町民課長。

○町民課長（福田誠一君） 御質問にお答えいたします。

キャッチアップ対象者への周知方法ですが、令和4年度から毎年5月から6月中には、まだ接種していない対象者に対して、個別にはがきで周知をしております。今年度はキャッチアップ接種の最終年度でもあるため、その旨も併せて周知を行っております。

また、6月の定例会の星野議員からの一般質問の際に、キャッチアップ対象者へ分かりやすい表現で繰り返しの周知が必要との御意見をいただき、今年度中の接種に間に合うように、8月下旬になりますが、まだ接種されていないキャッチアップ接種対象者222人に、さらには定期接種の最後の年になる今年度の高校1年生、平成20年度生まれの未接種の対象者22人に対しても、個別で通知により周知を行っております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） ありがとうございます。河内町の方たちは全体的にそうなんですけれども、きちんと広報とかにいろいろ載せていても読んでいない方がとても多いと私は感じております。その中で、個別通知を出していただきましたこと、また私の6月の定例会においてのキャッチアップ対象者への分かりやすい表現で繰り返しの周知をお願いいたしましたところ、個別に通知を出していただきまして、ありがとうございます。

先日、11月28日付の読売新聞の記事に、HPV救済接種延長へという記事がございました。キャッチアップ接種対象者と現在の高校1年生については、条件付で1年間無料期間が延長されるという内容でした。この対象者について条件は、来年3月までに1度だけでも接種していれば、あとの2回を無料で受けられるということになります。

そうなった場合、対象者が1度も接種してない方で期限が過ぎてしまったことで既に諦めている方々にもまだチャンスがあるということです。通知の内容を今までと同じでなく、分かりやすく目立つように変更して、対象者の方々が手に取ったときに重要なお知らせであることが明らかに分かるような通知が必要となってくると思います。

今現在、このような情報について、県や国から連絡が入ってきておりますでしょうか。入ってきているようでしたら、お聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 福田町民課長。

○町民課長（福田誠一君） 御質問にお答えいたします。

キャッチアップ接種期間終了の経過措置として、キャッチアップ終了後に1年間延長される旨の通知につきましては、11月29日付、厚労省からの事務連絡を同日付けで茨城県から情報提供を受けております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） ありがとうございます。11月29日に連絡があったということで、この対象者に対する無料で接種できる最後のチャンスを絶対に無駄にすることのないように、繰り返しますが、周知の徹底である個別通知をぜひとも早急に、遅くとも2月中には届くように、くれぐれもよろしくお願いいたします。

続きまして、キャッチアップではなく、定期接種対象者についてお伺いいたします。

令和7年度は、小学6年から高校1年までの定期接種のみの体制に戻ります。令和6年度のような多方面からの接種の呼びかけの後押しも、期待できなくなります。今以上に周知を強化しないと、接種率が十分に上がらないまま定期接種が終わることになります。特に、令和7年度に高校1年生になる対象者は、令和8年度末に無料で接種できる機会を失います。それを過ぎると、9価ワクチン3回接種で最大10万円かかるとされております。

海外では定期接種世代でのHPVワクチンの接種により、子宮頸がんが大幅に減少したという数多くの報告が上がっております。日本でも子宮頸がん罹患者を減らすためには、継続的に定期接種世代の接種率を上げていく必要があるのではないのでしょうか。

国も自治体に対し、今年無料接種期間が終了する高校1年生に対して、単1年度での複数回の勧奨を促しております。河内町においても、令和7年度の高校1年生に対しては、個別通知について複数回勧奨していただきたいと思います。

そこで、来年令和7年に高校1年生になる方、現在中学3年生の方の今までの接種率と周知の方法についてお聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 福田町民課長。

○町民課長（福田誠一君） 御質問にお答えいたします。

現在の中学3年生の接種対象者30人、接種を受けられた方が5人、接種率が16.7%でございます。

周知方法としましては、中学1年生のときに個別に通知をしまして、ワクチン接種の最終年度になります高校1年生のときに再度個別に通知をしておりますので、今後も同様に、高校1年生のときに、最終年度であることと併せまして、未接種の方に個別に通知をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） ありがとうございます。接種率が16.7%と、とても低い状況だと思います。

HPVワクチンの接種に対しては、なかなか向上しないのは、最初はたくさんの方が接種しておりましたが、途中で副反応の問題があり、積極的勧奨差し押さえ等、不安もあって進みませんでした。今、科学的根拠は安全性が認められ、早い年齢で受けるほど不安を軽減できるという正しい情報をお知らせすることが必要と考えます。

現在の中学3年生は、残りの1年間が無料で接種できる最後の年齢になります。遅くとも来年の秋までには初回を接種しないと無料期間に間に合わなくなりますので、特に目立つタイトルで目にとまるような分かりやすい個別通知を、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

龍ケ崎市と水戸市、大子町は、昨年から男性接種、小学6年から高校1年生にも無料に行っております。龍ケ崎市においては思っている以上に接種率が多く、予算ぎりぎり、来年からは予算を増やす予定だそうです。水戸市でも予算内で収まらない状況で、予算を増やしたと伺っております。

6月の定例会においてもお願いいたしましたが、河内町においてもぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、野澤町長の見解をお聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 星野議員の質問にお答えします。

ただいま茨城県内では、龍ケ崎市、水戸市、そして大子町で助成をしているということでございます。なかなか理解度が少ないのかもしれませんが、やはり接種する率が非常に低いというのは、河内町でも予想はされます。

その中で、来年度予算化をさせていただきますので、高額にはならないとは思いますが、それでも接種率が上がりまして、超えるようであれば、補正で対応していきたいというふうに思いますので、その辺で御理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） 町長、ありがとうございます。やはり、男性のほうもきちっとしておいたほうが今後いいと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、2項目めの質問に移ります。窓口サービスの向上についての質問をいたします。

町では高齢化が進む中、少しでも多くの高齢者の方に公共施設を御利用いただきながら、健康維持を願い、受付や職員の対応にも心配りされていると思います。年齢とともに、コミュニケーションが取りにくい場合があるのではないかと思います。

そこでお伺いたします。コミュニケーションの取りにくい方たちが窓口にみえたときの現在の対応を、仲代福祉課長、お聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 仲代福祉課長。

○福祉課長（仲代直人君） 星野議員の御質問にお答えします。

現在、耳の聞こえにくい方との窓口での対応についての御質問ですが、通常、介添えの方がいらっしゃる場合にはその方を通じ、お話ができますが、そうではない場合、例えばお一人で窓口にみえた方がこちらの声が聞こえにくい方に対しては、通常は相手の表情を確認しながら、ゆっくりと分かりやすい言葉で話しかけ、状況によっては筆談などで円滑なコミュニケーションに努めているところです。

しかしながら、例えば筆談の場合、やり取りに時間を要したり、スムーズな意思疎通が難しく、大きな声で話してしまうと個人情報のほかのお客様にも聞こえてしまうこともあり、そうした場合は別室で対応する必要があるといった課題があります。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） ありがとうございます。筆談や個室での対応等々、その方に合わせて対応していただいているという答弁でしたが、職員の方たちにも最善を尽くして下さっていることに感謝いたします。

たしか平成28年頃に、役場の窓口聞こえにくい方のために補聴システム、ヒアリングループを導入していただきましたが、ヒアリングループは磁気ループとも呼ばれ、マイクを通した音声を直接補聴器や人工内耳に伝えることで、発言者の声や音楽をクリアに聞くことができます。

また、近年では、難聴者を支持する補聴システムの中でも究極な広がりを見せているのが、軟骨伝導イヤホンです。自治体の窓口のみならず、多くの金融機関や病院などにも設置され、軟骨伝導イヤホンの普及は高齢化に伴って、今後増えていくと考えられる難聴者の福祉に寄与するものと期待されております。

軟骨伝導イヤホンとは耳の軟骨を振動させて音を伝える方式のイヤホンで、音漏れが少なく、音が立体的で聞きやすいとされております。耳を塞がず、周囲の音も聞こえるため、オープン型イヤホンの特性もございます。また、相談事に対して職員が大きな声を出しづらい場合でも、付属の集音器が職員の声を拾い、イヤホンを通じて相談者にはっきり届くため、安心して相談しやすい環境づくりに最適と思われます。また、イヤホン部分に穴や凹凸がないため消毒しやすく、清潔に使用できます。

前回の質問でも申し上げましたが、認知症になると最も大きな危険因子の一つが難聴であると言われております。

役場庁舎をはじめ、各公共施設にみえる町民の高齢化が進む中、聞こえの支援にも期待が持てる軟骨伝導イヤホンの導入について、町の考えをお聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 仲代福祉課長。

○福祉課長（仲代直人君） 星野議員の御質問にお答えします。

軟骨伝導イヤホンは、先ほど星野議員からもありましたとおり、従来の骨伝導とは異なり、耳の入り口付近にある軟骨を振動させて音を伝えるイヤホンで、集音器とセットで利用をいたします。構造上、音漏れが少なく、イヤホンは球状で凹凸がないため手入れがしやすく、衛生的に利用できるということです。

軟骨伝導イヤホンを窓口に設置することで聞こえづらさが緩和されることとともに、大きな声を出さずにすむことによりプライバシーが守られるなどの効果があります。

近年、その有効性が広く認識され、茨城県内の自治体などの窓口でも導入が進んでおります。近隣では龍ヶ崎市や守谷市、つくばみらい市に設置されております。当町においても、軟骨伝導イヤホンは耳が聞こえにくい方との意思疎通を図る上で有効な手段と考えられますので、まずは試験的に導入を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） ありがとうございます。試験的に導入していただくとの答弁でしたが、とてもよい商品だと思いますので、今後使用してみて、使い勝手がよい場合はぜひとも台数を増やしていただき、役場の窓口だけでなく福祉センターや公民館ほかの施設でも使えるような状況にさせていただきたいと思います。

また、町にはオレンジカフェとか、先ほど諸岡議員の答弁のときにも、いろいろな町民の方が集まってやっておりますけれども、そのようなところでも皆さん集まる場所で使えるとも思います。先々は住民の方への貸出し等もできると、とてもいいのではと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

最後の質問に移ります。5歳児健診についてです。

私は、5歳児健診の質問は3回目になると思います。2回目の質問のときに実施していただいた記憶があるのですが、現在は実施されておられませんので、再度質問させていただきます。

5歳児健診は、幼児の特別な支援を必要とする等の特性を早期に把握し、育児の困難さや子育ての相談ニーズを踏まえ、就学前までに適切な療育支援につなげることを目的としております。

乳幼児健診審査については、市町村において1歳6か月及び3歳児に対する健康診査の実施が義務づけられ、地方交付税措置がされておると思います。そのほかにも、妊婦健診や新生児聴覚検査等が地方交付税措置されていると思います。これまで交付税措置の対象とはならなかった5歳児健診に対し、国による助成金が2024年1月、今年から開始され、その方向性では健康診査支援事業をスタートさせ、全国的に公費での実施を目指すとしております。

河内町といたしましては、今後どのような対応をお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋 稔君） 福田町民課長。

○町民課長（福田誠一君） 御質問にお答えいたします。

以前実施していました事業につきましては、平成29年度から令和元年度の3年間ですが、茨城県の5歳児健康相談ガイドラインに基づき実施した事業になります。内容としましては、臨床心理士及び保健所からは保健師の支援をいただきまして、町の保健師が中心となり相談事業を行いました。

現在、国から示されている5歳児健診につきましては、発達障害等を踏まえた支援が必要とされることから、発達障害などの検診が可能な医師の確保が必要となり、さらには教育委員会との連携の方法や健診後のフォロー体制の構築が重要な課題となっております。

まずは、5歳児健診の実施に向けて、関係機関が集まり、具体的な実施方法や健診結果が活かされるフォロー者へのフォロー体制の整備などの検討から徐々に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） 福田町民課長、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。今後、人材不足等の関係もあり、実施するには大変なことも多々あると思いますが、ぜひとも教育委員会や関係機関等がよく話し合って、子供たちのために前向きによろしくお願いいたします。

今までも何回か質問で取上げましたが、切れ目のない健康診察の実施、落ちつきのない子供たちは環境適応できず、あとの不登校問題にもつながります。5歳児健診を行っているところは、不登校の生徒も減少したという話もお聞きしております。医師とスタッフ、フォローアップ学習障害に向けての対応が必要です。

5歳児健診は、町内だけでは整えるのは困難と理解しております。望ましい対応の方向に行かれるような対応、また教育委員会においても不登校が減少できる支援、3歳児と就学の間の5歳児健診に対して、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 教育委員会では5歳児を中心に、幼児期の育ちと学びを小学校教育に円滑に接続できるように、次のような取組をしています。

一つ目は、園小連絡会です。年3回開催しています。こども園の活動やかわち学園の授業を、教職員が相互に参観しています。昨年まで園児だった1年生の様子を参観して、その成長を語り合い、その後の関わり方、指導に生かしています。

二つ目は、訪問型家庭教育支援事業です。入学前の2月から家庭教育支援員が5歳児の家庭を訪問して、保護者の子育ての困り事に寄り添い、相談を受けています。

三つ目は、町雇用のスクールソーシャルワーカーの活用です。こども園に勤務する日は、

園児の観察だけでなく、相談希望の保護者の話を丁寧に聞き、助言しています。

四つ目は、指導室の保育参観です。指導室長と相談員が毎月1回、5歳児クラスを中心に活動を参観しています。園児の実態を把握したり、保育のレベルアップを図るための助言指導をしたりしています。

教育委員会では、5歳児健診後のフォローアップ体制づくりとその後の取組を、町民課等と連携していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 星野初英議員。

○8番（星野初英君） 鈴木教育長、ありがとうございました。

関係機関の方たちがよく話し合って、医師不足問題とかいろいろ問題点はあることは承知いたしておりますが、河内町の子供たちのために、ぜひとも最善を尽くしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 稔君） ここで暫時休憩いたします。11時10分まで休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時10分開議

○議長（高橋 稔君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、1番山本 豊議員、登壇願います。

〔1番山本 豊君登壇〕

○1番（山本 豊君） こんにちは。1番山本 豊です。

本日は、新庁舎建設についてを、通告に従い一般質問をさせていただきます。

詳細については自席にて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 山本 豊議員。

○1番（山本 豊君） それでは、新庁舎建設についてです。

この新庁舎建設に伴い、現状とこれまでの経緯についてお聞きしたいと思います。都市整備課長、お願いします。

○議長（高橋 稔君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 山本議員の御質問にお答えします。

現在の本庁舎は昭和44年に建設され、既に50年以上が経過しております。

本庁舎は、建物本体及び設備の老朽化により、修繕費や光熱水費等の維持管理費の負担が大きくなっておりますが、行政事務の執務スペースや会議室等が不足しており、多様化する行政ニーズに適切に対応していくことが難しくなっております。また、町の災害対策本部が設置される防災拠点として、平成23年度に耐震補強工事を行っておりますが、今後発生が想定される茨城県南部のプレート境界地震や首都直下地震等に対して、防災拠点と

しての機能が十分に発揮できるかという懸念があります。

本庁舎の現状を踏まえ、令和4年7月に議会や学識経験者、町内の公共的団体の代表者、町民代表等の委員により構成される河内町新庁舎検討委員会を設置し、新庁舎に関する検討を進めてきました。新庁舎検討委員会は、約1年にわたり計5回の委員会を開催し、新庁舎整備について検討した結果、本庁舎の現状や社会経済情勢等を踏まえた結果、早い時期に建て替えが必要であるとの内容をまとめた報告書を、令和5年8月に町長へ答申されました。町は新庁舎検討委員会からの答申を受け、新庁舎建設に向けた検討をさらに進めていくために、令和6年度中の新庁舎建設基本計画の策定を行っております。

令和6年7月には現庁舎の利用状況や新庁舎の建設について町民の御意見を把握するために、河内町に住所のある16歳以上の方の中から無作為に抽出した2,000人を対象に町民アンケート調査を実施し、862人から回答をいただきました。今後も新庁舎検討委員会報告書等や町民アンケート調査結果を参考として、令和6年度中の新庁舎建設基本計画の策定に向けた検討を引き続き行ってまいります。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 山本 豊議員。

○1番（山本 豊君） それでは次に、現時点の新庁舎の計画についてをお聞きします。都市整備課長、お願いします。

○議長（高橋 稔君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 御質問にお答えします。

町は、新庁舎検討委員会報告書等や町民アンケート調査結果を参考として、基本計画の策定を行っておりますが、現在は12月の町民説明会での説明資料となる新庁舎建設基本計画概要版（案）の取りまとめを行っております。

新庁舎建設基本計画概要版（案）では、新庁舎検討委員会報告書等や町民アンケート調査結果を参考として、新庁舎建設に係る基本的な考え方及び整備方針を定めております。

基本的な考え方として、①町民に開かれた庁舎、②バリアフリーとユニバーサルデザインに対応した庁舎、③住民自治の拠点となる庁舎、④町民の安心・安全を支える庁舎、⑤環境に優しい庁舎、⑥行政需要の変化に対応できる庁舎の六つの考え方を定めるとともに、整備方針として、①人に優しく利用しやすい庁舎、②無駄を省いたスリムな庁舎、③町民参加の拠点となる庁舎、④防災拠点としての庁舎、⑤環境に配慮した庁舎、⑥議会活動の拠点としての庁舎の六つの方針を定めております。

新庁舎の規模としては、総務省及び国土交通省の庁舎面積算定基準等に基づき必要面積を算出しますが、今後の設計段階において適切な規模の庁舎となるように、さらに詳細に検討してまいります。

また、新庁舎の建設位置については、令和5年の新庁舎検討委員会答申において、A、現庁舎案と、B、中央公民館南側案の2か所を建設候補地として選定しており、基本計画

概要版（案）では２か所の建設候補地について、町民アンケート調査結果を踏まえ庁内検討会議などで総合的に比較検討した結果、Ａ、現庁舎案が建設位置として優位であるものと判断し、新庁舎の建設位置として選定しております。なお、Ａ、現庁舎案が新庁舎の建設位置として優位であるとした理由は、町民アンケートの結果により、新庁舎の建設位置として重視することとして、災害時の安全性、車でのアクセス利便性、建設コストの削減等が重視されることが分かり、これらを踏まえ新庁舎の建設位置を選定する上では、特に安全性と経済性を重視することとしました。

新庁舎建設基本計画概要版（案）の主な内容は以上になりますが、12月の町民説明会等での意見も参考として、令和６年度中の新庁舎建設基本計画の策定に向けた検討を引き続き行ってまいります。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 山本 豊議員。

○１番（山本 豊君） それでは次に、その計画の今後の対応についてお聞きします。都市整備課長、お願いします。

○議長（高橋 稔君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 令和６年11月の「広報かわち」でもお知らせしましたが、令和６年12月15日に農村環境改善センターにおいて、新庁舎建設基本計画概要版（案）についての町民説明会を開催する予定です。また、令和７年２月には新庁舎建設基本計画（案）についてのパブリックコメントを実施し、令和６年度中の新庁舎建設基本計画を策定する予定です。

令和６年度の新庁舎建設基本計画の策定後、基本設計、実施設計を令和７年度から令和９年度に行い、その後、新庁舎建設工事を令和10年から約２年間で行うこととし、令和12年度中の供用開始を目指します。また、新庁舎の供用開始までは現庁舎を利用し、その後、解体工事と駐車場整備を行います。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 山本 豊議員。

○１番（山本 豊君） ありがとうございました。

確かに現在の庁舎は50年以上も経過しており、会議室等、場所によっては傾きが出ているほど老朽化が激しく、町民の方が来庁されても個室的な相談室等も少なく、今後の庁舎建設は必要だとは思われますが、やはり庁舎建設となると多額な費用がかかると思います。先ほどの回答の中にも利用しやすい庁舎、無駄を省いた庁舎とありましたとおり、計画では今後の３年間で設計等を行う予定ということですが、今月予定されている町民説明会も１度だけではなく、より多くの意見を出してもらうために、幾度となく開催していただきたいと思います。

また、防災面等も含めての計画となるとは思いますが、現在の人口、今後の人口等を考

慮しての、この河内町にふさわしい庁舎の計画をしていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 稔君） 次の通告者は、議長である私です。

会議規則第58条の規定により、議席につきますので、議長の職を副議長と交代いたします。

副議長は、議長席にお願いいたします。

〔議長高橋 稔君退席、副議長諸岡周示君着席〕

○副議長（諸岡周示君） 議長の質問と発言の間、副議長である私が議長の職を務めます。議事運営に御協力をお願いいたします。

4 番高橋 稔議員、登壇願います。

〔4 番高橋 稔君登壇〕

○4 番（高橋 稔君） 皆さんこんにちは。議席番号4 番高橋 稔でございます。本日はお忙しい中、傍聴の皆様方には早朝より足をお運びいただき、誠にありがとうございます。今年も早いもので残り僅かとなり、寒さも一段と厳しさを増しております。皆さんも風邪など引かぬよう、体調管理には十分注意してください。

さて、11月3日から点灯を開始しているイルミネーションも今年で6回目を迎え、これまで70%だった電気の供給量が、今年は100%供給できるようになったとのことでこれまで以上に輝きを増しており、町内外はもとより、県内外からも大勢の方々に楽しんでいただいております。インターネットによると、茨城県の人気イルミネーションランキングではかわちイルミネーションが1位であり、関東でも6位に入るほどの人気ぶりであります。このように大勢の皆様は河内町を知っていただき、町に来ていただくことは、にぎわいの創出、地域の魅力向上につながっており、ひいては河内町の移住定住につながることを期待したいと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。今回は、地域経済の活性化事業の取組みについての質問でございます。

昨今の物価高騰は、町民や事業者にとって大きな負担となっております。このような経済状況の中、町民や事業者にとって大変好評であるプレミアム商品券の購入の公正公平な販売制度の改善等についてお伺いいたします。

詳細については自席にて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（諸岡周示君） 高橋 稔議員。

○4 番（高橋 稔君） プレミアム付商品券は、消費税率10%への引上げに伴い、2019年に市町村に対して国が必要な経費を全額補助し、家計の負担緩和や地域における消費を下支えすることを目的として販売されました。

この政策は国よりも先に地方が先行実施していたとされ、河内町では国の政策よりも5年前の2014年10月に発売を開始し、以降11年間、絶やさず販売しております。購入者には

大変好評であり、また町内事業者にとっても一定の効果が上がっているものと思います。

そこで、コロナ禍の令和2年から令和6年までの5年間のプレミアム商品券の実績について、まちづくり推進課長にお伺いいたします。

○副議長（諸岡周示君） 坂本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（坂本紀幸君） 高橋 稔議員の御質問にお答えいたします。

プレミアム商品券の発行事業におきましては、地域商工業の活性化と振興を図り、消費者サービスの向上と購買力の地域外流出の防止を目的に、これまで町は事業実施主体である町商工会が組織する発行委員会とともに、国からの交付金等も活用しながら実施してまいりました。

御質問のありました当該事業におけます過去5か年の実績につきましては、各年度のプレミアム率、発行部数、販売方法及び販売期間の順にそれぞれお答えいたします。

令和2年度は60%、1冊5,000円で1万2,000冊の発行、3か月間は購入引換券による引換え販売とし、1人1冊の販売で9月1日から販売を開始し、12月1日で完売したため、約3か月間の販売期間となっております。

令和3年度は10%、1冊1万円で3,000冊の発行、1か月間は購入引換券による引換え販売とし、1人1冊の販売で9月1日からの販売を開始し、同月30日で完売となったため、1か月間の販売期間となっております。

令和4年度は60%、1冊5,000円で1万2,000冊の発行、3か月間は購入引換券による引換え販売とし、1人3冊の販売で10月3日から販売を開始し、11月1日で完売したため、約1か月間の販売期間となっております。

令和5年度は50%、1冊5,000円で1万800冊の発行、2か月間は購入引換券による引換え販売とし、1人3冊の販売で9月1日から販売を開始し、同月29日で完売したため、約1か月間の販売期間となっております。

今年度の令和6年度につきましては、昨年度と同様に、プレミアム率、発行部数、販売方法ともに同じとなりまして、販売期間につきましては9月2日から販売を開始し、同月19日で完売したため、1か月間に満たない販売期間となっております。

次に、年度ごとの事業費財源の活用実績についてお答えいたします。

令和2年度から令和5年度までの4年間につきましては、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援することを目的とした新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用実績となっております。今年度におきましては、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援することを目的とした物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することとしております。

最後に、年度ごとの事業者への換金額の実績につきましては、換金額が確定している令和5年度までについてお答えいたします。

令和2年度は、販売金額、プレミアム率分を合わせた9,600万円に対しまして、9,577万

3,500円。

令和3年度は、同じく3,300万円に対しまして3,292万6,000円。

令和4年度は、同じく9,600万円に対しまして9,575万8,500円。

令和5年度は、同じく8,100万円に対しまして8,070万2,000円となっております。

いずれの年度におきましても商品券が換金されずに未利用額がございますが、引き続き広報紙や回覧、防災無線等を通じまして、商品券の使用忘れなどがないよう、十分な周知に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（諸岡周示君） 高橋 稔議員。

○4番（高橋 稔君） ただいま令和2年から令和5年までの4年間で、3億500万円を超える消費があったとの答弁がありました。プレミアム商品券の発行によりこれだけの金額が町内の消費喚起につながり、また事業者にとっても厳しい経営環境の中で経済的効果が上がるなど、プレミアム商品券の発行は地域経済の活性化に有効な施策であると確信しております。

コロナ禍2年目である令和3年は、感染対策を意識しながらも日常が戻り始めていました。しかし、引き続き密を避けることや会食、外食を控えるなどの対策が講じられており、地域経済が疲弊している時期でもありました。

このような状況下にあったにもかかわらず、令和3年のみ10%のプレミアム率であった理由について、まちづくり推進課長にお伺いいたします。

○副議長（諸岡周示君） 坂本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（坂本紀幸君） 御質問にお答えいたします。

当該事業は、平成26年度に開始されてから、交付金等の活用がなかった年度におきましても町の一般財源で措置しながら、10%から20%のプレミアム率で、発行部数も1,000冊から3,000冊を発行してきたところです。

先ほどの答弁にもありましたとおり、令和2年度以降におきましては、国からの交付金等を活用し、高いプレミアム率を維持しながら実施してまいりました。しかし一方で、御指摘の令和3年度のプレミアム率については10%となったわけでございますが、主な要因といたしましては二つあるものと考えております。

一つには、国からの交付金の交付額が、前年の令和2年度に比べましても約37%の交付金の配分となっており、十分に充当ができるような交付金の配分はございませんでした。

また、二つ目には、この当時は交付金の対象となる充当事業のうち、町内の公共施設等に対する感染症予防や拡大防止対策として自動水栓化によるトイレ改修や非接触型の自動ドアへの改修、空気清浄機の設置などの環境整備を効果的に行っており、加えてアフターコロナに向けた町の観光受入れへの施設整備など、対策が必要なハード事業への活用が重点的に実施されたことも要因であるものと考えております。

いずれにいたしましても、国からの十分な交付金の配分はございませんでしたが、これまで町が実施してきたプレミアム率の水準を維持しながら発行事業の実施ができたものと考えております。

以上でございます。

○副議長（諸岡周示君） 高橋 稔議員。

○4番（高橋 稔君） 国からの交付額の配分が少なくプレミアム維持に充当できなかったとの答弁がありましたが、地域経済の活性化のため、各課と連携を密にして、補助金等の有効活用により、引き続き50%以上のプレミアム率の維持に努めていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

また先ほど、令和6年は19日で完売したとの答弁がありました。昨今、ウクライナ情勢の長期化に起因する物価高騰が日々の生活に大きな負担となっており、町民の皆さんの家計にも影響を及ぼしていることは明白であります。そのため、地域経済の活性化と生活者支援を目的としたプレミアム商品券への関心は、これまで以上に高まっております。

そんな中で、今回はあまりにも早期に完売してしまったため、購入希望がかなわなかった方からは、早い者勝ちはひどい、購入引換券を送付し購入の権利を与えているのに買えなかったのはおかしい、給料日を待ち購入しようと思っていたのに買えなかった等々の不満の声が聞かれました。

そこで私は、公平公正の観点から現在の販売制度を改善し、全ての購入希望者が購入できる方策、例えば人数販売で今行っておりますが、そうではなく、世帯での販売などを構築するべきと考えますが、まちづくり推進課長の見解をお伺いいたします。

○副議長（諸岡周示君） 坂本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（坂本紀幸君） 御質問にお答えいたします。

これまで発行委員会では、より多くの方に公平にプレミアム商品券を御購入いただくため、購入引換券を全ての世帯へ事前に配布し、先着による引換え期間を1か月以上設けまして、販売を行ってまいりました。また、商品券に残が生じた場合には再販売を行い、引換え期間と同様に購入引換券を提示していただき、決められた購入限度まで購入ができるよう、公平性の確保にも努めてまいりました。

しかしながら、今年度におきましては、1人当たりの購入部数については、これまでの販売実績により完売するまでの期間などを考慮し、設定いたしましたが、これまでになく早期に完売してしまう結果となり、購入意向を持ちながら購入できなかったことについては、購入機会の確保という点におきましても改めて検討すべきものであるものと認識しております。

こうした反省点を踏まえまして、今後は近隣自治体の販売方法等も参考としまして、販売コストの縮減にも努めながら、1人当たりの購入限度の見直しや御提案のありました世帯ごとを単位として販売するなど公平な購入機会の確保とともに、町商工会とも連携しな

がら、町内における商工業の振興と消費喚起の両立を図ってまいりたいと考えております。
以上でございます。

○副議長（諸岡周示君） 高橋 稔議員。

○4番（高橋 稔君） 通告にはございませんが、販売制度の見直しについて、町長の見解をお伺いいたします。

○副議長（諸岡周示君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） ただいまのまちづくり推進課長のほうからも答弁があったと思いますが、これなかなか非常に難しい問題でありまして、やはりプレミアム率が上がった、あと買える場所が増えると希望者が増えますし、プレミアム率が下がると購入する人も減るという現象も起きますので、ただ公平に渡す場合にはやはり枚数を減らして、必ず希望者には1回は行き渡るような制度を少し考えながらやっていく必要があるんだろうなと思います。

ただ、あんまり今度売れ残ってしまうと、それもちよつと問題にもなりますので、例えば期間を50日間は必ず買えるとかという期限を切るとか、その辺はこれから担当課と、あと商工会も含めて検討して、なるべく公平に皆さんに必ず渡るような形、希望しなければ買えませんが、希望する方には必ず買えるような方向を少し考えていきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（諸岡周示君） 高橋 稔議員。

○4番（高橋 稔君） ただいま野澤町長の答弁をいただきました。

常に野澤町長は町民の立場に立った町政運営に努めてこられたことを、改めて痛感いたしました。野澤町長は令和3年5月に町長に就任されて以来、常に住民目線で町政運営に当たられ、バランスの取れた公平公正なまちづくりに取り組んでこられました。また、野澤町長は強いリーダーシップや指導力を発揮され、職員とのコミュニケーションを積極的に図り、職員とともに様々な課題に取組、成果を上げております。

そこで、まだ数か月の任期が残っておりますが、これまでの自身の評価についてお伺いいたします。

○副議長（諸岡周示君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 高橋 稔議員の質問にお答えします。

前任者からバトンを引継ぎまして、令和3年5月30日に初登庁以来、早いもので3年と半年が経過しようとしております。就任当初はコロナ感染症が一番大変だったという時期でもありまして対面での会議等が開催できず、またコロナ対策に大きな力を注がなければならぬという時期でもございました。

しかし、町民の命と暮らしを守り、町民一人一人が質の高い生活環境のもと、安心・安全で快適な暮らしができるまちを基本理念に、当時の選挙公約として挙げた項目を実施に

移す取組をした中で、まずは移動販売車の早期実現、そしてゼロ歳から2歳児の保育料の無償化、そしてコロナ臨時交付金を活用しての農産物直売所を改修した産業観光交流拠点施設かわち夢楽、またつつみ会館の多目的広場及びバーベキュー施設の整備並びに食堂の改修を行いました。

令和4年度からは過疎地域にも指定されたということもありまして、認定こども園の建設、そして改善センターの改修、また翌年には新たな観光情報発信交流施設ということで、ばんどう太郎、今のw o - 2 9 B u t c h e r sを選定をさせていただきました。また、スポーツ振興くじ助成金を活用したスポーツパークかわち、そして今年度は中央公民館の建設、また能場沼の景観整備等も進めております。

しかしながら、財源には限りがありますが、コロナ臨時交付金、そして過疎対策事業債等を活用してスピード感を持って実行できたのも、担当課、そして議会の皆さんの御理解があったからと感謝を申し上げます。

自身の評価につきましては、議会をはじめ町民の皆様、そして町職員の皆様が決めることだというふうに思いますので、あえて自分の評価はしないというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（諸岡周示君） 高橋 稔議員。

○4番（高橋 稔君） 野澤町長はただいま答弁にあったように、数々の実績に加え、本年10月にはフィリピンのコルドバ町と姉妹都市を締結し、子供たちの英語教育を充実させる環境づくりに精力的に取り組んでおります。

今般、全国的に、少子高齢化や人口減少が課題となっております。河内町もこれらの問題に加え、基幹産業である農業の後継者不足問題等々、課題が山積しております。

そこで、河内町の活性化対策や目指すまちづくりについて、野澤町長の考えをお伺いいたします。

○副議長（諸岡周示君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 高橋 稔議員の質問にお答えします。

今まで3年半の事業を先ほど説明いたしましたけれども、ハード事業に大分力を入れてきたというふうなことで自分では思っております。

今後は、つつみ会館や新たな複合施設として活用する中央公民館での子育ての支援、そして学童保育、図書室の利用、そして学習塾、また、トレーニングができる多目的室などのソフト事業の充実、そして農業者支援としまして、今まで以上の補助金での支援、そしてもみ殻処分対策の処分場建設等を行っていきたいと考えております。

しかし、財源がないとできないという部分もありますので、旧の給食センターでの農産物の6次化施設の建設、そしてふるさと納税に対する支援強化を行い、財源を確保し、現在進行中でもあります第6次総合計画、そして第3次総合戦略を生かして、都市計画マスタープラン、また立地適正化計画に並行して、少子高齢化を少しでも食い止めるための交

通のインフラ整備、住宅地の確保及び工場誘致での働く場の確保、そして子育て環境と学力向上の支援を行い、医療の確保や福祉を充実させ、５年後、そして10年後のまちの未来を明確にして実行し、誰もが健康で幸せに暮らせるまちづくりを目指していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（諸岡周示君） 高橋 稔議員。

○４番（高橋 稔君） ただいま、今後の町政の取組について答弁をいただきました。常に町民の立場に立った町政運営に努められ、これまで積み重ねた実績は、大変素晴らしいものがあると私は思っております。

そこで、野澤町長には引き続き町政運営に持ち前のリーダーシップを発揮していただくべきと考えますが、次期町長選への熱意をお伺いいたします。

○副議長（諸岡周示君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） お答えします。

任期もあと半年ということになったわけではございますが、現在進行しております都市計画マスタープラン及び立地適正化計画、そして新庁舎建設に向けた基本設計、そして実施設計など道半ばなところでもあり、この動きを止めることなく、夢あるまちづくりのため、引き続き皆様から御理解がいただけるのであれば、町の課題ともしっかり向き合い、説明責任を果たしながら、二元代表制のもと、２期目も引き続き町長としての町政運営を担わせていただきたいと思いますと思っております。議員の皆様にも、引き続き御指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（諸岡周示君） 高橋 稔議員。

○４番（高橋 稔君） 野澤町長には河内町のため、なお一層御活躍をされますことを御期待申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（諸岡周示君） 高橋 稔議員の質問が終わりましたので、ここで議長の職を交代いたします。

〔副議長諸岡周示君退席、議長高橋 稔君着席〕

○議長（高橋 稔君） 以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時といたしますので、13時まで休憩といたします。

午前 1 1 時 5 3 分休憩

午後 1 時 0 0 分開議

○議長（高橋 稔君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（高橋 稔君） 日程２、議案第１号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び河内町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

1 番山本 豊議員。

○1 番（山本 豊君） 反対の立場での討論をいたします。

この議案第1号ですが、現在、世間では物価高等の問題が多数取上げられておりますが、特別職は一般職とは異なり、また議員報酬も基本的に報酬はあくまで報酬で、生活給ではなく、物価高等の影響はないかと思います。

そして、特別職の給料、議員の報酬の額を増額の前に、一番の住民サービスを行う一般職員の方が、例えば日直手当等が8時半から5時までで4,400円というのが、そういう手当等の見直しが先ではないかと思います。

また、全国的にも議員の成り手不足等が問題になっていますが、報酬だけが問題ではないと思われます。現在の町の財政状況としても、今回の増額に関するこの条例は今ではないかと思います。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 次に、本案に賛成の者の発言を求めます。

7 番牧山龍雄議員。

○7 番（牧山龍雄君） 私は、議案第1号に賛成の立場で討論したいと思います。

私たち議員は毎月議員研修をやっているとして、この問題について大分議論をしてまいりました。その中で今、反対討論でもありましたけれども、議員の成り手がないという、魅力がないという点では意見は一致しておりますけれども、そのためにも、やはり議員の成り手の魅力をつくるためにもこの報酬問題が一つの問題じゃないかと思っております。

そういう中で、議長会のなんかでも県なんかでも議論されておりますけれども、やはりここの各近隣の町村を比べても同じようなレベルにしないと、やはり河内町だけが低いということは、やっぱり河内町の議員の成り手が少なくなる、そういう懸念が多くあります。

そういう観点から、私は今回、この報酬の改定に賛成でございます。議員研修の中でもありましたように、20年前のショックで下げたり、また10年前の平成の大合併で町村が少なくなると、議員年金が廃止されたというところで、一つのやっぱり議員に対する魅力がなくなったという経緯もありますので、その点を鑑みまして賛成したいと思います。

そして、ちょっと余談でありますけれども、全国でもこういう議員の報酬に関しての議論はなされております。その中でいろいろな例が出てきますけれども、やはり反対の議員がおりましたところの事例がありまして、それを法務省に供託という形で返納することもできるということもありますので、そういうこともこれから考えながらやっていかなければいけないかなと思っております。

そういう立場で、私は今回、各市町村の議員の報酬を同じにして、それから河内町議会の魅力を上げていくのにも必要だと思いますので、賛成といたします。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

反対の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

6 番服部 隆議員。

○6 番（服部 隆君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

初日の議案概要説明にもあったとおり、平成17年10月以降、20年近くも改正がなされておらず、茨城県全体の市町村との報酬額を比較しても低い水準にあることから、増額が望ましいと思います。

以上のことから、私は賛成といたします。

○議長（高橋 稔君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） ないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程3、議案第2号 河内町東共同利用施設「つつみ会館」の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程4、議案第3号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程5、議案第4号 令和6年度河内町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

1番山本 豊議員。

○1番（山本 豊君） 反対の立場での討論をさせていただきます。

○議長（高橋 稔君） 山本議員、すみません、今、質疑の時間でございます。

○1番（山本 豊君） すみません、先走りました。

○議長（高橋 稔君） よろしいですか。

○1番（山本 豊君） はい、大丈夫です。

○議長（高橋 稔君） 改めまして、議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

1番山本 豊議員。

○1番（山本 豊君） 反対の立場での討論をさせていただきます。

この議案第4号の一般会計の補正予算ですが、先ほど議案第1号で条例のほうは決まったかと思うんですが、今回の特別職給料、議員報酬の増額は今時期ではないと思いますの

で、その額を差し引いた分が適切だと思います。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

3 番諸岡周示議員。

○3 番（諸岡周示君） 賛成の討論をいたします。

その前に、今、山本議員が言われましたことに対して、議案第4号の、それは一部の修正動議にあって、全体の反対というわけじゃないと思うんですけども、そういう立場から、内閣府の閣議決定やコロナの補助金の返還、そして債務負担行為に対しての補正も今年度中に契約しなければならないということもありますので、賛成といたします。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 次に、反対の方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） ないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程6、議案第5号 令和6年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程7、議案第6号 令和6年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程8、議案第7号 令和6年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程9、議案第8号から日程18、議案第17号 河内町農業委員会

委員の任命についてを一括議題といたします。

議案第8号から議案第17号までの質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

採決につきましては、議案第8号から議案第17号まで、それぞれ採決いたします。

議案第8号、大野俊一氏の任命について原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第9号、村野 誠氏の任命について原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第10号、川村和夫氏の任命について原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第11号、鈴木 実氏の任命について原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第12号、沼寄雄一氏の任命について原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第13号、小更和也氏の任命について原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第14号、長濱保行氏の任命について原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第15号、大原和子氏の任命について原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第16号、内藤純子氏の任命について原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第17号、田仲利彰氏の任命について原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 本日提出されました日程19及び日程20につきまして審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

野澤町長。

〔町長野澤良治君登壇〕

○町長（野澤良治君） 議案第18号及び議案第19号の提案理由について御説明申し上げます。

議案第18号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、令和6年8月の人事院勧告等を踏まえ、関係法案が閣議決定されたことに伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。

議案第19号 河内町中央公民館建設工事変更請負契約について御説明申し上げます。

本件は、令和6年6月13日に議決された工事について、変更請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案2件について御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。提案理由の説明は終わりました。

○議長（高橋 稔君） 日程19、議案第18号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

北澤総務課長。

○総務課長（北澤雅志君） 議案第18号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要について御説明申し上げます。

本件は、令和6年8月の人事院勧告等を踏まえ、関係法案が閣議決定されたことに伴い、関係する4条例の一部を改正するものであります。

第1条及び第2条の職員の給与に関する条例の改正については、第1条の改正規定により、国に準じ、初任給及び若年層に重点を置いた給料表の水準を引上げ、職員全体として

平均３％の引き上げる改正であり、令和６年４月１日から適用するものであります。また、第２条の改正規定により、地域手当の新設及び令和７年６月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を０.１月分引き上げる改正であり、施行日は令和７年４月１日になります。

第３条及び第４条の特別職の職員の給料改定に関する条例の改正については、第３条の改定規定により、令和６年１２月期の期末手当の支給月数を０.０５月分引き上げる改正であり、令和６年４月１日から適用となります。また、第４条の改正規定により、令和７年６月期以降の期末手当の支給月数の改正をするもので、施行日は令和７年４月１日になります。

第５条の一般職の任期付職員の採用に関する条例の改正については、人事院勧告に伴う給料表の改正であり、令和６年４月１日から適用となります。

第６条の会計年度任用職員の給料に関する条例の改正については、報酬、期末手当及び勤勉手当の年度内の額改定の翌年度の４月１日から生ずるものとする改正であり、令和６年４月１日から適用となります。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

議案第１８号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第１８号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第１８号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程２０、議案第１９号 河内町中央公民館建設工事変更請負契約についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤英樹君） 議案第１９号、河内町中央公民館建設工事変更請負契約に係る概要につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和６年６月１３日に議決された議案第９号について変更請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づ

き、議会の議決を求めるものであります。

本件は、河内町中央公民館建設工事変更請負契約でありまして、当初の請負金額に935万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税が85万円を追加し、変更後請負代金額8億8,715万円としたものであります。

変更内容としましては、照明及び配線設備の見直し、既存キュービクルの改造、非常用発電機の追加等の変更であります。

契約の相手方は、細谷建設工業株式会社でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。

議案第19号の質疑を求めます。

7 番 牧山龍雄議員。

○7 番（牧山龍雄君） ちょっと質問なんですけれども、確認なんですけれども、もうこれ以上の変更契約はないかと思うんですけれども、そこら辺をちょっと確認したいので、よろしくお願いします。

○議長（高橋 稔君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤英樹君） 今、現時点で今回、変更契約ということでさせていただきましても、当然現場の打合せ等では一応、最終変更ということで話は聞いております。

○議長（高橋 稔君） 7 番 牧山龍雄議員。

○7 番（牧山龍雄君） それでは、もうないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（高橋 稔君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤英樹君） 通常ないというふうに私は見ているんですけれども、今後、災害だったり、何かで非常用の変更というのは全くゼロではないのかなとは考えておりますが、通常の工事であれば、これが最終というふうに確認しております。

○議長（高橋 稔君） 7 番 牧山龍雄議員。

○7 番（牧山龍雄君） 分かりました。非常用のときは、これはどうしようもないので、今考えられる時点ではないということで了解しました。

ありがとうございました。

○議長（高橋 稔君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第19号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程21、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申出がありました。お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の調査事項とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

○議長（高橋 稔君） 以上をもちまして今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて、令和6年第4回河内町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後1時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

河内町議会副議長

署名議員

署名議員